

平成 28 年 3 月 9 日

各 位

東京都目黒区大橋一丁目 5 番 1 号  
株 式 会 社 S J I  
代表取締役社長 牛 雨  
( J A S D A Q : 2 3 1 5 )  
問合せ先: 取締役 矢沼 克則  
Tel 03-5657-3000 (代表)

平成 28 年 10 月期 第 1 四半期における特別利益の計上見込みおよび  
平成 27 年 10 月期に計上した営業外費用の補足説明に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成28年3月15日付で金融機関と期限の利益の再付与等を行なう内容の変更契約を締結することを決議いたしました。これにより、平成27年10月期に見積り計上した遅延損害金の戻入が発生し、平成28年10月期第1四半期において、特別利益を計上する見込みですので、下記のとおりお知らせいたします。また、平成27年10月期に計上した営業外費用について補足いたします。

記

1. 特別利益の内容

当社グループはこれまで資本増強や有利子負債の圧縮をはじめとする財務改善策を着実に進め、徹底した経費削減を行った結果、平成27年9月で単月黒字となり、以降安定的に推移しております。

このような状況におきまして、さらなる財務体質の改善と、本格的な事業成長に向けた取り組みを進めるべく金融機関との取引正常化交渉を重ねた結果、当社の取り組み姿勢にご理解を頂き、3月15日付で期限の利益を喪失している状態であったシンジケートローン<sup>※</sup>について、期限の利益の再付与等を行なう内容の変更契約を締結し、取引が正常化する見込みとなりました。当該契約に係る遅延損害金の見積額として平成27年10月期の貸借対照表上の連結では流動負債の区分の「その他」として、また単体では「未払費用」として86百万円を計上しております。損益計算書上では、連結・単体それぞれ支払利息として平成27年3月期において48百万円、翌平成27年10月期において38百万円を営業外費用に計上しております。期限の利益喪失に伴い、利息相当額は遅延損害金の扱いとなり、利率も通常利息より高くなりますが、通常利息と同様に支払利息として営業外費用の区分にて表示し、金融機関との交渉が決着し請求額が確定するまでは見積り計上していたものです。この度、上記のとおり、金融機関との交渉が調ったことにより、実態に合せ見積遅延損害金相当額を27百万円に変更する事に伴い、平成28年10月期第1四半期において見積遅延損害金戻入益として、前期末の残高86百万円と再見積額である27百万円との差額である約58百万円について特別利益として計上する見込みであります。

※シンジケートローンとは、複数の金融機関が融資団を結成し、同一の条件で行う融資のことです。

2. 業績に与える影響

上記の特別利益は、平成27年12月21日付で開示しました、平成28年10月期通期連結業績予想値に織り込み済みのため、変更はありません。

当社グループは、引き続き有利子負債圧縮を行う等、財務体質改善を強力に推し進めてまいります。

以 上

(参考)

平成28年10月期(平成27年11月1日～平成28年10月31日)連結業績予想(平成27年12月21日付公表)および前期(平成27年4月1日～平成27年10月31日)実績

(単位:百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
通期予想	6,300	424	371	377
前期実績* (平成27年10月期)	4,126	△265	△552	△6,060

※平成27年10月期は、決算期の変更により平成27年4月1日から平成27年10月31日までの7ヵ月間となっております。